

新潟市澤将監の館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第 45 号

新潟市澤将監の館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市澤将監の館条例施行規則（平成17年新潟市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「別表5の項」を「別表6の項」に改め、同条第4項中「別表1の項又は3の項」を「別表2の項又は4の項」に、「同表1の項又は3の項」を「同表2の項又は4の項」に、「同表4の項」を「同表5の項」に改める。

別表6の項を同表7の項とし、同表5の項を同表6の項とし、同表4の項を同表5の項とし、同表3の項中「第6条第3号」を「第6条第3項」に改め、同項を同表4の項とし、同表2の項を同表3の項とし、同表1の項を同表2の項とし、同項の前に次のように加える。

1	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する市内の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校（小学部又は中学部に限る。）の児童又は生徒を引率する者が教育課程に基づく教育活動として観覧する場合	観覧料の全額
---	--	--------

別記様式第1号中「あて先」を「宛先」に、

「注1 太線の枠内だけ記入してください。

2 該当する項目の□にレ印をつけてください。」

を

「注 太線の枠内だけ記入してください。

に改める。」

別記様式第3号中「あて先」を「宛先」に、

「注1 太線の枠内だけ記入してください。

2 該当する項目の□にレ印をつけてください。」

を

「注 太線の枠内だけ記入してください。

に、

」

「□規則別表 2 該当」を「□規則別表 該当」に改め、

「□その他()」を削る。

別記様式第4号中「□規則別表 2 該当」を「□規則別表 該当」に改め、

「□その他()」を削る。

別記様式第5号中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。